

田野畑村・普代村上下水道事業経営戦略策定業務委託

仕 様 書
(案)

令和 7 年 5 月

田野畑村・普代村

田野畑村・普代村上下水道事業経営戦略策定業務委託 仕様書（案）

第1章 総 則

（適用範囲）

第1-1条

本仕様書は、田野畑村・普代村(以下「発注者」という。)が発注する「田野畑村・普代村上下水道事業経営戦略策定業務委託」(以下「業務」という。)に適用する。

第1-2条

本業務についての規定はこの仕様書に基づいて行うものである。

（目 的）

第2条

本業務は、田野畑村・普代村の簡易水道事業及び下水道事業の現状把握し、分析及び将来予測を行い、今後10年間の経営戦略の策定を行うものである。

（業務の対象範囲）

第3条

本業務対象とする範囲は、田野畑村・普代村内とする。

（監督員）

第4-1条

発注者は、本業務における監督員を定め、受注者に通知する。

第4-2条

監督員は、設計図書に定められた範囲において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

（管理技術者）

第5-1条

受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

第5-2条

管理技術者は、設計図書に基づき業務の技術上の管理を行わなければならない。

第5-3条

管理技術者は、業務の履行に当たり技術士(上下水道部門(選択科目:上水道及び工業用水道又は下水道))又は技術士(総合技術監理部門(選択科目:上下水道一般、上水道及び工業用水道又は下水道))の資格を保有し、過去5年以内(令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)に水道事業経営戦略策定業務又は下水道事業経営戦略策定業務の完了実績を有する技術者でなければならない。

第5-4条

管理技術者は、監督員と十分協議のうえ、相互に協力し業務を行わなければならない。

(照査技術者)

第6-1条

受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

第6-2条

照査技術者は、業務の履行に当たり技術士(上下水道部門(選択科目:上水道及び工業用水道又は下水道))又は技術士(総合技術監理部門(選択科目:上下水道一般、上水道及び工業用水道又は下水道))の資格を保有し、過去5年以内(令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)に水道事業経営戦略策定業務又は下水道事業経営戦略策定業務の完了実績を有する技術者でなければならない。

第6-3条

照査技術者は、設計図書に定める事項および監督員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うと共に、自身による照査を行わなければならない。

(打合せ、協議等)

第7-1条

受注者は、発注者と十分な協議打合せのもとに業務を遂行する義務を負い、計画上重要な事項の決定は発注者の承諾を得なければならない。

第7-2条

本業務に関わる協議事項については、受注者が打合せ簿(任意様式)に記録し、相互確認することとする。

(疑義等)

第8条

受注者は、仕様書、本特記仕様書、設計図書等に明記のない事項および不明な事項は、発注者の監督員と協議し、その指示に従うものとする。

(審査)

第9条

受注者は成果品の審査を受ける場合は、あらかじめ成果品及び関係資料等を準備し、業務担当者または管理技術者をこれに立会させなければならない。審査において、訂正された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

(業務の瑕疵)

第10条

業務完了後において、明らかに受注者の責任に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(資料の貸与および返却)

第 11-1 条

監督員は、設計図書に定める資料およびその関係する図書資料等を、受注者に貸与するものとする。

第 11-2 条

受注者は、貸与された図書および関係資料の使用後は直ちに監督員に返却しなければならない。

第 11-3 条

受注者は、貸与された図書および関係資料を丁寧に扱い、紛失または損傷してはならない。万一、紛失または損傷した場合は、受注者の責任において速やかに修復しなければならない。

第 11-4 条

受注者は、貸与資料で守秘義務が求められるものについては、監督員の承諾なしに複写をしてはならない。

(適用図書)

第 12-1 条

設計に必要な図書(各種仕様書、基準書、参考図書、文献等)については、受注者の負担において備えるものとする。

第 12-2 条

適用図書は最新版を用いるが、設計作業中に改訂された場合は、監督員と協議するものとする。

(守秘義務)

第 13 条

受注者は、業務上で知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(中立性の保持)

第 14 条

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

(成果品の帰属)

第 15-1 条

成果品は、全て発注者の所有とし、承諾を得ず第三者に公表、貸与、使用等してはならない。

第 15-2 条

成果品に不備がある場合は、引渡し後であっても受注者の責任で速やかに訂正しなければならない。

(関係法令および条例の遵守)

第 16 条

受注者は、業務の実施に当たって関連する関係法規および条例等を遵守しなければならない。

(契約提出書類)

第 17 条

受注者は、本業務の着手および完了にあたって発注者の契約約款に定める書類の提出を行わなければならない。

着手時

- 1) 業務委託契約書
- 2) 着手届
- 3) 工程表
- 4) 管理技術者および照査技術者届
- 5) その他必要書類

完了時

- 1) 完了届
- 2) 業務成果引渡書
- 3) 請求書
- 4) その他必要書類

(業務計画書)

第 18-1 条

受注者は、業務契約の締結後、初回打合せで内容の確認後、速やかに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記の事項を記載するものとする。

- 1) 業務概要
- 2) 業務場所
- 3) 業務内容及びその方法
- 4) 業務工程
- 5) 業務組織計画
- 6) 打ち合わせ計画
- 7) 成果品の内容、部数
- 8) 使用する主な図書及び基準
- 9) 業務連絡体制(緊急時を含む)
- 10) その他

第 18－2 条

受注者は、業務計画書の内容を変更しようとする場合は、理由を明確にしたうえ監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。但し、内容が軽微な場合は、監督員と協議のうえ省略することができる。

第2章 業務の内容

(業務の基本事項)

第 1 条

1. 業務の目的

本業務は、田野畑村・普代村の簡易水道事業及び下水道事業の現状把握し、分析及び将来予測を行い、今後10年間の経営戦略の策定を行うものである。

2. 業務の対象事業

本業務の対象事業は以下のとおりである。

1) 簡易水道事業

	田野畑村	普代村
	田野畑村簡易水道事業	普代村簡易水道事業
供用開始年度	昭和 39 年度	昭和 40 年度
計画給水人口	2,836 人	3754 人
法適(全部適用/一部適用)	法適(2024 年度(令和 6 年度))	法適(2024 年度(令和 6 年度))
簡易水道数(事業認可数)	1	8
行政人口	2,966 人	2,338 人
現在給水人口	2,948 人	2,293 人
施設		
水源種別	表流水	表流水・浅井戸
取水施設	9 箇所	9 箇所
浄水場(浄水池)	6 箇所	9 箇所
配水池	11 箇所	15 箇所
導水管	10,082 km	5.158 km
送水管	5,146 km	11.306 km
配水管	72,113 km	40.500 km

2) 下水道事業

	田野畑村		普代村
	特定環境保全下水道事業	漁業集落排水事業	漁業集落排水事業
供用開始年度	平成 19 年度	昭和 59 年度	平成 13 年度
法適(全部適用/一部適用)	法適(2024 年度(令和 6 年度))	法適(2024 年度(令和 6 年度))	法適(2024 年度(令和 6 年度))
行政人口	2,966 人	2,966 人	2,338 人
処理区域内人口	415 人	659 人	248 人
下水道普及率	100%	100%	100%
処理区域内人口密度	12.97 人/ha	17.34 人/ha	62.0 人/ha
水洗化人口	345 人	520 人	248 人
排除方式	分流式	分流式	分流式
処理区数	1 区	3 区	1 区
施設概要			
汚水処理場	1 箇所	13 箇所	1 箇所
ポンプ場	3 箇所	6 箇所	箇所
汚水管渠	7 km	10 km	3 km

(設計業務)

第 2 条

1. 設計協議

1.1 初回打合せ

業務内容の確認(要望事項・要望内容・作業方針・作業工程・検討事項・検討内容等)および貸与資料等の確認を行う。

1.2 中間打合せ

業務の進捗の確認および作業中に発生する諸条件・諸問題の処理に関する協議確認並びに、必要に応じて関係機関との協議に立会い、監督員とは業務に関する認識を常に統一しておかなくてはならない。また、関係機関への説明が生じた場合は同席し説明を行う。

1.3 最終打合せ

業務作業完了時における総括説明および成果品の納入、検収の立会いを行う。

2. 簡易水道事業経営戦略策定

「経営戦略策定・ガイドライン」に沿い、簡易水道事業の経営の健全化のため、必要な現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、事業及び経営の目標を設定し、経営及び投資の合理化を図り、持続可能な簡易水道事業運営を図れるよう経営戦略の策定を行う。

なお、施設計画、投資優先順位及び事業経営目標は発注者が示すものとする。

2.1 事業概要の整理

1) 事業の現況

- (1) 既存資料により資産の現状把握を行う。
- (2) 経営の現状や課題の把握を行う。
- (3) 経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等の把握を行う。

2) 将来の事業環境

将来の事業環境の把握を行う。

- (1) 給水人口の予測の把握
- (2) 水需要の予測の把握
- (3) 料金収入の見通しの把握
- (4) 施設の見通しの把握
- (5) 組織の見通しの把握

2.2 水需要予測

将来見通しを得るため 10～15 年程度先までの水需要予測を行う。

1) 給水人口の予測

予測の単位は各村の簡易水道事業毎とする。

2) 給水量の予測

行政区域内人口の予測、および給水人口の予測・有収水量、一日平均給水量、一日最大給水量の予測を行う。

2.3 経営の基本方針の検討

経営の基本方針について検討を行う。

2.4 投資・財政計画の策定

「経営戦略策定・ガイドライン」を参考とし、投資と財源の試算を行い、双方のバランスのとれた投資・財政計画の策定を行う。

2.5 その他記載事項の整理

投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要を示す。

2.6 とりまとめ

検討結果をとりまとめて経営戦略報告書の作成を行う。

3. 下水道事業経営戦略策定

「経営戦略策定・ガイドライン」に沿い、下水道事業の経営の健全化のため、必要な現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、事業及び経営の目標を設定し、経営及び投資の合理化を図り、持続可能な下水道事業運営を図れるよう経営戦略の策定を行う。

なお、施設計画、投資優先順位及び事業経営目標は発注者が示すものとする。

3.1 事業概要の整理

1) 事業の現況

- (1) 既存資料により資産の現状把握を行う。
- (2) 経営の現状や課題の把握を行う。
- (3) 経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等の把握を行う。

2) 将来の事業環境

将来の事業環境の把握を行う。

- (1) 区域内処理人口の予測の把握
- (2) 処理水量の予測の把握
- (3) 料金収入の見通しの把握
- (4) 施設の見通しの把握
- (5) 組織の見通しの把握

3.2 処理水量予測

将来見通しを得るため 10～15 年程度先までの処理水量予測を行う。

1) 処理区域内人口の予測

予測の単位は各村の特定環境保全公共下水道、漁業集落排水事業毎とする。

2) 処理水量の予測

行政区域内人口の予測、および処理区域内人口の予測・一日平均排水量、一日最大排水量の予測を行う。

3.3 経営の基本方針の検討

経営の基本方針について検討を行う。

3.4 投資・財政計画の策定

「経営戦略策定・ガイドライン」を参考とし、投資と財源の試算を行い、双方のバランスのとれた投資・財政計画の策定を行う。

3.5 その他記載事項の整理

投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要を示す。

3.6 とりまとめ

検討結果をとりまとめて経営戦略報告書の作成を行う。

(履行期間)

第3条

履行期間 : 契約締結の日から
令和8年3月10日(予定) までとする。

(準拠すべき図書)

第4条

本業務は下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。

- 1) 水道施設設計指針 2012 (日本水道協会)
- 2) 水道施設耐震工法指針・解説 (日本水道協会)

- 3) 水道維持管理指針 2006 (日本水道協会)
- 4) 簡易水道施設基準解説 (全国簡易水道協議会)
- 5) 水道事業実務必携 (全国簡易水道協議会)
- 6) 経営戦略策定・改定ガイドライン (総務省)
- 7) 経営戦略策定・改定マニュアル (総務省)
- 8) その他に、関係諸法令及び準拠する必要がある法令、規格、関連通知等ならびに監督員が必要と認める規則・規定・基準等

(成果品)

第5条

成果品の提出部数は、下記のとおりとする。

- | | |
|--------|-----|
| 1) 報告書 | 1 式 |
| 2) データ | 1 式 |